

## 尾道市の旧庁舎 1 棟が、国の登録有形文化財(建造物)へ

令和4年7月22日(金)、国の文化審議会(会長 さとう まこと 佐藤 信)は、文部科学大臣に対し、次の文化財を文化財保護法第57条の規定により文化財登録原簿に登録するよう、答申を行う予定です。

### 1 答申予定の文化財建造物

きゅうおのみちしやくしよもしまししよちょうしゃ  
 旧尾道市役所百島支所庁舎

### 2 今後の予定

答申の3～6か月後に、登録原簿に登録予定。

### 3 文化財の概要

名 称	建設年代等	構造、形式及び大きさ	登録基準
旧尾道市役所 百島支所庁舎	昭和29年／令和元年 改修	木造2階建、鉄板葺 建築面積251㎡	一 国土の歴史的景観に 寄与しているもの
特 徴 な ど			
百島北東部にある役場庁舎。木造二階建、半切妻造 <small>きりづまづくり</small> で、縦長窓を基調に洋風とし、正面頂部ガラリと二階の四連窓が特徴的。二階はキングポスト・トラスで大広間とし、一階カウンター付事務室が往時を伝える。現在、ゲストハウスとイベントスペースとして活用。			



旧尾道市役所百島支所庁舎 南西外観



旧尾道市役所百島支所庁舎 事務室

県内所在 国指定・県指定文化財等件数一覧

官報告示後

国指定文化財			県指定文化財			合計
種別(種類)		件数	種別(種類)		件数	
国宝	建造物	7				7
	絵画	2				2
	工芸品	16				16
	書跡・典籍・古文書	1				1
	小計	26				26
重要文化財	建造物	57	重要文化財	建造物	46	103
	絵画	11		絵画	51	62
	彫刻	44		彫刻	94	138
	工芸品	61		工芸品	55	116
	書跡・典籍・古文書	20		書跡・典籍・古文書	51	71
	考古資料	4		考古資料	18	22
	歴史資料	4		歴史資料	4	8
小計	201	小計	319	520		
重要無形文化財	0	無形文化財	2	2		
重要有形民俗文化財	7	有形民俗文化財	5	12		
重要無形民俗文化財	4	無形民俗文化財	67	71		
記念物	特別史跡・特別名勝	1	記念物			1
	特別史跡	1				1
	特別名勝	1				1
	特別天然記念物	1				1
	史跡	27		史跡	125	152
	名勝	7		名勝	6	13
	天然記念物	15		天然記念物	116	131
				名勝天然記念物	0	0
小計	53	小計	247	300		
重要伝統的建造物群	4			4		
合計	295	合計	640	935		
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財					11	
選定保存技術					1	
登録文化財				登録有形文化財	293 (+1)	
				登録有形民俗文化財	1	
				登録記念物	3	

※1 網かけ部分が、今回回答申される文化財に関係する部分である。

※2 件数は、今回の指定・指定解除等をした後のものである。( )は変更件数。